平成２３年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番19号
債務者　有限会社菊池建工
代表者取締役　菊池　　学
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９２号
兵庫県尼崎市崇徳院１丁目６番地
債務者　大東木材株式会社
代表者代表取締役　黒岩　正雄
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０５号
大津市大江８丁目137番地の12
債務者　株式会社トピア
代表者代表取締役　小貫　紀久
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉木　昌美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月26日午前10時30分
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７０号
埼玉県川口市東本郷1595番地６
債務者　有限会社イトウ内装
代表者代表取締役　伊東　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９０号
名古屋市中区新栄１丁目38番23号
債務者　株式会社ヴィ・サ・ヴィ
代表者代表取締役　吉留　直人
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川一裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１４号
愛知県安城市尾崎町西向44番地ノ１
債務者　株式会社高須工業
代表者代表取締役　高須　眞一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後２時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９９０号
愛知県春日井市中野町２丁目20番地の12
債務者　有限会社エコグリーン
代表者清算人　吉川　嘉美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　哲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６１号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地神戸ファッションマート５Ｆ　ＮＥ―07
債務者　株式会社日本スタンダード
代表者代表取締役　濱村　康二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１号
茨城県ひたちなか市大字佐和624番地の２
債務者　黒沢電機製作所株式会社
代表者代表取締役　黒澤　　實
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　周行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時
水戸地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２０３号
愛知県豊田市渋谷町３丁目43番地２　クレッション渋谷205号
債務者　阿部　公隆
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　智
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年９月12日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
群馬県太田市富若町691番地１
債務者　加藤　澄江
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１４号
東京都墨田区緑４丁目24番13―802号
債務者　山本　剛順
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２３２号
名古屋市中村区新富町５丁目１番７号　リバービュー中村409号
債務者　田久保輝文
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　宏太
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
仙台市太白区長町４丁目３番30―304号
債務者　熊谷香保子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
仙台市泉区桂２丁目７番地の５
債務者　三原　敏成
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　晃平
4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
福島市飯坂町平野字**糀**立16番地の１
債務者　大槻　剛嗣
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深谷　　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
福島地方裁判所